

Hong Kong Tax Alert

31 March 2020
2020 Issue No. 2

2019/20年度の事業所得税申告の開始は5月4日に延期

現在の新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行により、業務上の混乱が生じていることから、内国歳入局(以下「IRD」)は、各社宛の2019/20年度の事業所得税申告書の発行を通常の4月1日から2020年5月4日に延期し、最も早い申告期限も2020年6月30日に延期すると発表しました。

このタックス・アラートでは、会計年度末が異なる納税者の2019/20年度の事業所得税申告書の提出期限や特定の状況下におけるIRDへの課税所得の通知についてご案内いたします。

また、このタックス・アラートでは、香港財務報告基準(以下「HKFRS」)第16号に基づく単一の借手会計モデルの税務処理についてもご説明いたします。

事業所得税申告書及び附属別表の提出、または申告の前提に関してご不明な点がございましたら、税務担当者までご連絡ください。

2019/20年度の事業所得税申告書の提出期限

2020年5月4日にIRDから事業所得税申告書(すなわち、BIR51またはBIR52)が発行され、2020年3月31日に終了する課税年度(2019/20年度)の申告が開始されます。

通常、申告書の提出期限は発行日から1ヶ月以内ですが、税務専門家が税務申告を代行する場合、提出期限を延長できる制度が長期にわたり採用されています。

2019/20年度の当該制度における延長後の提出期限は、以下の通りです。

納税者の決算日	延長後の提出期限
2019年4月1日～2019年11月30日 (会計期間コード "N")	2020年6月30日 (火)
2019年12月1日～2019年12月31日 (会計期間コード "D")	2020年8月17日 (月)
2020年1月1日～2020年3月31日 - 課税所得がある場合 (会計期間コード "M")	2020年11月16日 (月)
2020年1月1日～2020年3月31日 - 欠損金が生じた場合	2021年2月1日 (月)

事業所得税申告書が発行されておらず、課税所得が発生した場合の通知

事業所得税申告書が発行されていなくとも、課税年度において課税所得(繰越欠損金相殺前)が発生している場合、納税者はその旨をIRDへ通知する必要があります。当該通知は、当該課税年度の末日から4ヶ月以内に内国歳入局長官へ書面で提出する必要があります。

納税者の課税年度は会計上の決算日に基づいて決定されるため、上記通知期限もそれぞれ異なります。例えば、決算日が2019年6月30日の会社は2019年10月31日までに、決算日が2019年9月30日の会社は2020年1月31日までに、2019/20年度における課税所得の通知をIRDへ行う必要があります(即ち、決算日から4ヶ月以内)。

合理的な理由なく定められた期限内にIRDへ通知されなかった場合、最大でHK\$10,000及び未申告税額の3倍を上限とした罰金が課される可能性があります。

しかし、納税者が毎年税務申告を行っており、当期も通常通り申告書が発行されると予想される場合は、IRDへ当該通知を行う必要はありません。逆に、課税所得を有する納税者が、IRDから申告書を毎年発行しない旨の通知を事前に受けている場合や、納税者が事業を最近開始した場合は、定められた期限内にIRDへ当該通知を行う必要があります。

HKFRS第16号に基づくリースの税務処理

資本性支出は主にIRO関連の法律上の問題である

リースに関するHKFRS第16号は、香港会計基準(以下「HKAS」)17に代わり、2019年1月1日以降開始する事業年度から適用されています(早期適用も可能)。

HKFRS第16号は、単一の借手会計モデルを導入し、借手は、リース期間が12ヶ月を超えるすべてのリースについて、原資産の価値が少額である場合を除き、資産及び負債として認識することを要求しています。

HKFRS第16号では、借手の貸借対照表上、リース原資産の使用権を表す使用権資産(ROU)及び、将来の支払リース料の現在価値を表すリース負債が計上されます。また、借手の損益計算書上、使用権資産の減価償却費及びリース負債に関する支払利息が費用として計上されます。

香港公認会計士協会との最近の会議において、IRDは、HKFRS第16号の適用は内国歳入法(以下「IRO」)のセクション16及び17の実施に影響を与えないと言いました。

IROのセクション16により、香港で課税所得を生み出すために生じた収益性の支出は、損金算入が認められます。ただし、資本性の支出は、IROのセクション17の下、損金算入は認められません。

支出が資本性か収益性かについては、会計処理ではなく、主にIROの関連条項及び判例法の原則に従うべき法律上の問題です。

したがって、会計処理が使用権資産の取得であったとしても、リース契約に基づく支出が、法的かつ実質的にリース資産の定期使用料(典型的なオペレーティング・リース契約による支出など)を表す場合、当該支出は実質的に収益性の支出として、IROのセクション16(1)に基づき、損金算入が認められる可能性があります。

租税公課の発生時期の決定に関する会計処理

リース契約期間全体の支払リース料総額は、通常、当該期間の損益計算書における(i)使用権資産の減価償却費及び(ii)リース負債に関する支払利息の総額と同額になります。

ただし、契約上の支払リース料総額は、通常、契約期間にわたり均等に按分されますが、リース負債に関する支払利息は、リース負債残高に応じて毎期一定利率で計算されるため、リース料支払いに伴うリース負債残高の減少に応じて毎期遞減します。

そのため、リース契約初期においては、損益計算書における(i)使用権資産の減価償却費(通常は定額法)及び(ii)リース負債に関する支払利息の総額の方が、契約上の支払リース料より大きくなります。

ここで問題となるのは、(a)課税年度に支払われた契約上のリース料と、(b)該当年度の損益計算書における(i)使用権資産の減価償却費及び(ii)リース負債に関する支払利息の総額のうち、納税者はいずれの金額を損金算入すべきかという点です。

この点について、IROのセクション16(1)の趣旨に関連して費用が発生したとみなされる時、損益計算書で認識された金額が適切であることを示しています。

これは、税務上どの時点で費用が発生したとみなされるかは、主に法律上の問題である資本性対収益性とは異なり、事実に基づいて判断されるためです。このような事実は、会計処理が適切、または確度の高い証拠がある場合に一般的に認められます。

上記の理由から、納税者がこのようなリース契約に関して、該当年度の損益計算書における(i)使用権資産の減価償却費及び(ii)リース負債に関する支払利息の総額に基づき損金算入を行う場合、IRDは当該損金算入を認めるであろうことを示しています。

しかしながら、損益計算書に計上された上記総額ではなく、法律上または譲歩的な申告実務上の問題として、実際のリース料支払額に基づく損金算入を継続的に選択可能とすることを、IRDが認めるか否かは未解決のままとなっています。

土地建物リースの原状回復費用に相当する使用権資産の減価償却費は損金不算入

土地建物リースの終了時に借手が原状回復義務を負う場合、当該リースの使用権資産に原状回復費用が含まれる可能性があります。

このような原状回復費用は資本性費用とみなされるため、原状回復費用に相当する使用権資産の減価償却費は、IROのセクション17に基づき損金算入が認められません。また、このような費用は工業用または商業用建物建設に関する控除の対象になりません。これは、IRDが以下の点を考慮しているためです。

(i)リース終了前に実際の費用が発生しない可能性がある。

(ii)リース終了時にそのような費用が発生したとしても、その時点では既に、当該土地建物が借手の所得獲得のために使用されていない可能性がある。

HKFRS第16号の適用初年度における利益剰余金の調整は一般的に損金算入可能

HKFRS第16号の適用初年度において、借手は一般的に、初度適用に伴う累積的影響額を利益剰余金の期首残高に調整することが求められます。すなわち、関連するすべての過年度にHKFRS第16号が適用されたと仮定して修正再表示を行います。

リース料がリース資産の定期的な使用料とみなされる場合(すなわち、資本性ではなく、収益性の支出である場合)、利益剰余金の期首残高に対する調整額も税務上、収益性の支出となります。

そのため、IRDは、Pearce v. Woodall-Duckhall Ltd, [1978] 51 TC 271という案件に基づき、利益剰余金の期首残高に対するマイナスの調整額は損金算入可能とする一方、プラスの調整額はHKFRS第16号適用初年度において課税所得になると示しました。

言い換えれば、このような利益剰余金の期首残高の調整額は、関連する過年度すべての累積リース料に対する上方または下方調整額が、HKFRS第16号に基づき適用初年度に発生したものとして認識されることを意味します。

事業所得税申告書及び附属別表の提出、または申告の前提に関して、ご質問等がございましたら、税務担当者にご相談ください。

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Ian McNeill
Deputy Asia-Pacific Tax Leader
+852 2849 9568
ian.mcneill@hk.ey.com

Non-financial Services				Financial Services
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting
Hong Kong Tax Services				Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Chee Weng Lee +852 2629 3803 chee-weng.lee@hk.ey.com	May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com		Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com
China Tax Services				International Tax and Transaction Services
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com
Tax Technology and Transformation Services				International Tax Services
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com	Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com			James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com
International Tax and Transaction Services				Jacqueline Bennett +852 2849 9288 jacqueline.bennett@hk.ey.com
International Tax Services		Transfer Pricing Services		
Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com	Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Vanessa Chan +852 2629 3708 vanessa-ps.chan@hk.ey.com
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com				Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com
Transfer Pricing Services				Transfer Pricing Services
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Tami Tsang +852 2849 9417 tami.tsang@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
Transaction Tax Services		Transaction Tax Services		
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Tami Tsang +852 2849 9417 tami.tsang@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com
Indirect Tax Services		People Advisory Services		
Andy Leung +852 2629 3299 andy-sy.leung@cn.ey.com	Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03010106
ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

